



石狩市

No. 38 2023年6月発行

編集・発行

石狩市環境市民部 消費生活センター
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り



消費者月間統一テーマ「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」

石狩市消費者大会を開催しました！

消費者庁が主唱する5月の消費者月間に合わせて「消費者大会」を実施し、消費生活に関する身近なテーマで専門講師を招いた講演会を開催したほか、パネル展で消費者トラブルの注意喚起を行いました。

パネル展 5/22～5/31 市役所 1階ロビー



パネル展 パネル内容



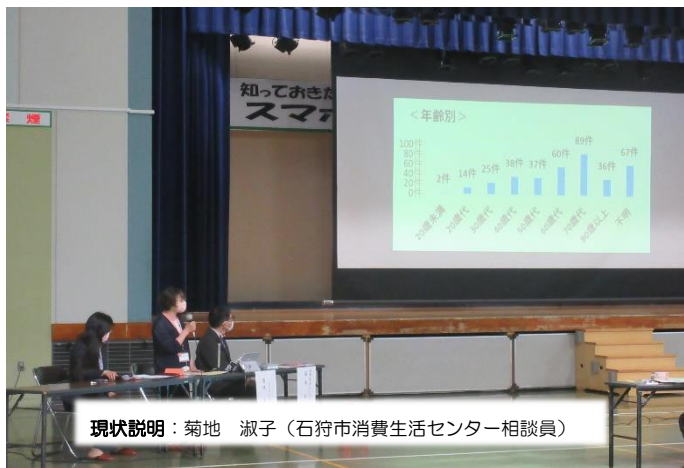
講演会 5/31 北コミ「知っておきたい スマホでポチッの落とし穴」



5/22～5/31でパネル展を開催しました。最近若年者や高齢者から相談の多いトラブル事例を含めた内容となりました。

講演会では、まず本市消費生活センター相談員の菊地から「石狩市における消費生活に関する現状」について説明を行い、続いて今年度の消費者月間のテーマにちなみ、北海道金融広報アドバイザーの鈴木亜津子氏から、スマホに関する知識やネット通販トラブル等についてご講演いただきました。会場参加者全員でロールプレイングをしたり、ご質問も相次ぐなど、盛況でした。

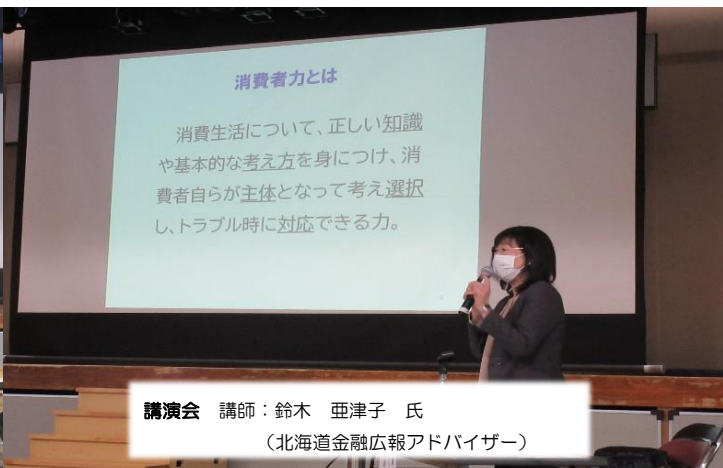
現状説明：菊地 淑子（石狩市消費生活センター相談員）



消費者力とは

消費生活について、正しい知識や基本的な考え方を身につけ、消費者自らが主体となって考え選択し、トラブル時に対応できる力。

講演会 講師：鈴木 亜津子 氏
（北海道金融広報アドバイザー）



5月は消費者庁が主唱する消費者月間

【消費者月間テーマ】

デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～



鈴木アドバイザーの講演では、スマホやインターネットの基本的な仕組みについてもご解説いただきました。インターネットショッピングやスマホにインストールした決済アプリの利用など、デジタルは消費生活に深く浸透しています。近年はコロナ禍で、外出しての実店舗での買い物がままならなかったという状況も相まって、急速に普及したと言っても良いでしょう。

デジタル技術を活用すれば、いつでもどこでも誰でも、物を買ったり契約をすることができます。一方で、スマホやパソコンを使って、自分でも気づかずに高価な物の定期購入契約をしてしまったり、アルバイトに応募したつもりが消費者金融で借金をさせられていたなどのトラブルもあります。

国民生活センターでは、デジタルによる消費生活のトラブルについて特集で、注意喚起を行っています。ぜひご覧ください。

国民生活センター
「デジタル・プラットフォームに
関するトラブル」



[https://www.kokusen.go.jp/soudan now/data/digitalplatform.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan%20now/data/digitalplatform.html)



出前講座を 利用してみませんか？

消費者被害を未然に防ぐために、消費者としての心構えやトラブルに遭った場合の対処法を学びませんか？

町内会や高齢者クラブなどの集会に消費生活相談員を派遣する【出前講座】の申込みを受け付けています。

講座は無料です。少人数・短時間でも実施できますので、ぜひご利用ください。

●申込・問合せ 消費生活センター
TEL:72-3191 (FAX:72-3199)

★石狩市まちづくり出前講座★

●講座テーマ例

『悪質商法の手口と対処法』

…最近の悪質商法の事例と対策について解説します。

『消費者力を高めよう』

…消費者トラブルの未然防止・被害回復・契約について解説します。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日祝日の電話相談は消費者ホットライン→

☎0133-75-2282

消費者ホットライン 188

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。